

平成28年度 課題改善計画一覧表

(29年度重点的に対応する取組について記入)

1 理念・目的

点検・評価項目	評価の視点	方針・具体的取組・到達目標
1) 大学・学部・研究科等の理念・目的の設定	○理念・目的の明確化 ○実績や資源からみた理念・目的の適切性 ○個性化への対応	社会福祉学部 ○学生へのヒアリングを行ない、学生の就学に関するニーズを把握することで、学生の個別性に対応した理念や目的を検討する。
2) 大学・学部・研究科等の理念・目的の、大学構成員（教職員および学生）や社会への周知、公表	○構成員に対する周知方法と有効性 ○社会への公表方法	社会福祉学部 ○ホームページを充実することでアクセス数を増やし、本学部の注目度を上げたい。そのために、インターネット委員会と学部長が編集者として記事を作成し、月に3回以上更新できる体制を構築する。 ○在学生への理念・目的の周知については、新入生リトリート(研修)の時間だけでなく、各学年のリトリート行事を行い周知徹底の機会を増やす。
3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性の検証		社会福祉学部 ○リトリート(新入生研修)で説明すると共に、このリトリートの参加者学生からのアンケートをとって、その学習成果の一部として教育理念の周知具合を暫定的に学務委員会で検証してきたが、新たに検証委員会を設置することで、学部全体での検討および共有を図る。

2 教育研究組織

点検・評価項目	評価の視点	方針・具体的取組・到達目標
1) 大学の学部・学科・研究科および附置研究所・センター等の教育研究組織の設置等の適切性	○教育研究組織の編制原理 ○理念・目的との適合性 ○学術の進展や社会の要請との適合性	
2) 教育研究組織の適切性の検証		

3 教員・教員組織

点検・評価項目	評価の視点（※修士課程のみ）	方針・具体的取組・到達目標
1) 大学として求める教員像および教員組織	○教員に求める能力・資質等の明確化 ○教員構成の明確化	社会福祉学部 ○教授会を通して連携体制の確認や責任の所在を明確にしている。何事も結果が見

の編制方針を明確性	○教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	えるように報告を求め、29年度末には、各種委員会が活動をレポートとして発表するようにする。
2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織の整備	○編制方針に沿った教員組織の整備 ○授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備 ※研究科担当教員の資格の明確化と適正配置	社会福祉学部 ○概ね教員の配置は適切であるが、高齢・障害・医療福祉のいずれかの専任教員の補充を進める。 ○非常勤教員の配置を少なくし、専任教員を増やし学部専任教員一人当たりの負担軽減を図っていく。 看護学部 ○教育課程に相応しい教員組織にするため年度内に専任教員の採用を行う。また、看護実践科目では専任教員及び非常勤教員の増員を図る。
3) 教員の募集・採用・昇格の適切性	○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化 ○規程等に従った適切な教員人事	文学部 ○英文科の欠員分を補充するための公募を2017年度当初から行い、この年度内に必ず採用する。
4) 教員の資質の向上を図るための方策	○教員の教育研究活動等の評価の実施 ○ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	社会福祉学部 ○社会福祉学部主催のFD研修会を開催する。また、研修会報告書を作成して情報を共有する。 ○教員の資質の向上を図るために全国規模で開催されている研修の機会に、可能な限り教員を派遣するよう努める。 看護学部 ○FDの一環として、授業見学を実施する。

4 教育内容・方法・成果

教育目標 学位授与方針 教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目	評価の視点	方針・具体的取組・到達目標
1) 教育目標に基づく学位授与方針の明示	○学士課程・修士課程・博士課程の教育目標の明示 ○教育目標と学位授与方針との整合性 ○修得すべき学習成果の明示	社会福祉学部 ○平成29年度中に「ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー」を見直し、それを多様な媒体を通して広められるように対策を講じる。 大学全体 ○3つのポリシーについては、平成29年4月からは策定と公表が義務付けられるので、引き続き検討・見直しを加え、学校案内や学生要覧、募集要項等への掲載等についても検討する。
2) 教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針の明示	○教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 ○科目区分、必修・選択の別、単位数等の明	

	示	
3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の、大学構成員(教職員および学生等)や社会への周知・公表	○周知方法と有効性 ○社会への公表方法	社会福祉学部 ○学務委員会とFD委員会が連携し、ホームページに掲載されている内容についてはそのつど更新する。また、各学年オリエンテーションや各実習のオリエンテーション時に学部の教育目標等を学生便覧や実習の手引きなどを用いて確認することを徹底する。
4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証		社会福祉学部 ○平成28年度からの新カリキュラムで学ぶ学生の授業評価アンケート結果分析を行い、引き続き、新カリキュラムの導入による教育効果を検証する。

教育課程・教育内容

点検・評価項目	評価の視点(※修士課程のみ)	方針・具体的取組・到達目標
1) 教育課程の編成・実施方針に基づく、授業科目の適切な開設、教育課程の体系的な編成	○必要な授業科目の開設状況 ○順次性のある授業科目の体系的配置 ○専門教育・教養教育の位置づけ ※コースワークとリサーチワークのバランス	文学部 ○新カリキュラムは2017年度から一部を先行実施し、2018年度から完全実施する。 社会福祉学部 ○人間科学コースで学ぶ魅力をより鮮明にできるよう、コース担当教員によるプロジェクトを立ち上げて詳細な説明資料を作成する。
2) 教育課程の編成・実施方針に基づく、各課程への相応しい教育内容の提供	○学士課程教育に相応しい教育内容の提供 ○初年次教育・高大連携に配慮した教育内容の提供 ※専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	社会福祉学部 ○専門分野の高度化に対応した教育内容の提供の観点から本学社会福祉学部では以下の科目について社会福祉士養成校指定規則による必要単位の倍の時間で学んでもらっている(心理学・社会学・障害者福祉論・児童福祉論・公的扶助論・雇用政策論・更生保護論等)。このことについて学生アンケートを実施して効果検証を行う。

教育方法

点検・評価項目	評価の視点(※修士課程のみ)	方針・具体的取組・到達目標
1) 教育方法および学習指導の適切性	○教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用 ○履修科目登録の上限設定、学習指導の充実 ○学生の主体的参加を促す授業方法	社会福祉学部 ○平成28年度入学生適用カリキュラムでは、基礎演習Ⅱ(2年次)科目を追加し学年ごとのばらつきを是正した。基礎演習Ⅱを開講した改善効果について、29年度に検証する。 看護学部

	※研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導	○演習・実習では、グループワークを取り入れ、主体的学習を促し、そこでの経験を積極的に発表させる。
2) シラバスに基づいた授業の展開	○シラバスの作成と内容の充実 ○授業内容・方法とシラバスとの整合性	社会福祉学部 ○平成29年度FD委員会においてシラバスと実際に実施された授業内容についての検討を行う。 看護学部 ○授業評価アンケートなどのFDを介して、シラバス記載と実際の授業内容との整合性を検討する。
3) 成績評価と単位認定の適切	○厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示） ○単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性 ○既修得単位認定の適切性	社会福祉学部 ○評価方法および評価基準を明示について教員間で一定の共通認識を図ってはいるが、シラバスにおける具体的な表記においては統一が不十分であるため修正を図る。そのため、学部長・学科長・学務主任による点検と改善が必要なケースへの対応を徹底させる。 ○GPA制度について、学生便覧記載だけでは周知に限界があるため、新学期の学生オリエンテーション時の説明と学内掲示板による注意喚起など複数の広報媒体で周知を徹底させる。
4) 教育成果の定期的な検証と、結果に基づく教育課程や教育内容・方法の改善	○授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	社会福祉学部 ○授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修の観点から、29年度は「入試改革後の社会福祉学部に求められる社会的要請、教員の意識改革」をテーマに外部講師を招いてFD研修会を開催する。ここから学ぶことにする。

成果

点検・評価項目	評価の視点（※修士・博士課程）	方針・具体的取組・到達目標
1) 教育目標に沿った成果の状況	○学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 ○学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）	文学部 ○ポートフォリオの導入を図る。 社会福祉学部 ○学生の学習成果を測定するための評価指標の開発について、見識の深い外部講師を招いてFD研修会を開き、学ぶ。 看護学部 ○学生の学習成果や自己評価を、授業アンケートで確認するほかに、個別面接なども行って精査する必要がある。
2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性	○学位授与基準、学位授与手続きの適切性 ※学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策	

5 学生の受け入れ

点検・評価項目	評価の視点	方針・具体的取組・到達目標
1) 学生の受け入れ方針の明示	<ul style="list-style-type: none"> ○求める学生像の明示 ○当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示 ○障がいのある学生の受け入れ方針 	<p>社会福祉学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある学生の受け入れ方針については「学生募集要項」、「障がいをもつ学生支援のためのパンフレット」を活用しているが、周知が十分ではない。入学後の支援を円滑に行うため、オープンキャンパスや個別相談を通じて、受験と合格後の不安の対応を行う。また学内においてもオリエンテーションで周知を図り、必要に応じて障がい学生修学支援委員会の教員による相談対応を行う。この一環として「障がいをもつ学生支援のためのパンフレット」の改訂版を29年度に発行する。 <p>看護学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○求める学生像について検討を加える。また、入学にあたり、習得しておくべき知識等の内容・水準を明示する。
2) 学生の受け入れ方針に基づく、公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○学生募集方法、入学者選抜方法の適切性 ○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性 	
3) 適切な定員の設定と、在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ○収容定員に対する在籍学生数比率の適切性 ○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 	
4) 学生募集および入学者選抜が、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかの検証		<p>社会福祉学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周知が十分ではないため、アドミッションポリシーとディプロマポリシーを高校生に直接訴えかけることができる媒体として、SNSなども活用し周知を図っていく。

6 学生支援

点検・評価項目	評価の視点	方針・具体的取組・到達目標
1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送るための学生支援に関する方針の	<ul style="list-style-type: none"> ○学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化 	<p>看護学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看護学部の在学生全員の就学・生活・進路に関して、看護学部の教員が手分けして個人面談を前期に実施し、問題を抱える学生の早期発見に努める。 <p>大学全体</p>

設定		○夢サポ20やハンドベルクワイヤ奨学金の継続、制度化について検討する。
2) 学生への修学支援の適切な実施	○留年者及び休・退学者の状況把握と対応の適切性 ○補習・補充教育に関する支援体制とその実施 ○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性 ○奨学金等の経済的支援措置の適切性	社会福祉学部 ○留年や休・退学の心配がある学生は、チューター、学生委員会、学務委員会が積極的に対応し、問題解決を図る。特にチューターは、早い段階（講義を3回欠席）から、学生への電話連絡などのフォローをしている。この対応を継続するとともに、学業の悩みについては学務委員の教員、学費や学生生活の悩みについては学生委員の教員と連携して対応することを強化する。 ○障がい学生支援委員会が「障がいをもつ学生支援のためのパンフレット」の改訂版を29年度に発行することから、この改訂における議論の中で、早急に対応が求められているものを検証し、可能なところから改善に移す。
3) 学生の生活支援の適切な実施	○心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮 ○ハラスメント防止のための措置	
4) 学生の進路支援の適切な実施	○進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 ○キャリア支援に関する組織体制の整備	社会福祉学部 ○進路指導に関わる指導・ガイダンスは、就職課の協力のもと、従来通り、個別の面接指導・情報提供などきめ細かく学生を支援していく。また、就職セミナーを学生のニーズに合わせて、企業就職セミナーと福祉就職セミナーに分けてそれぞれ開催しているが、好評なため29年度もこの形式で開催する。

7 教育研究環境

点検・評価項目	評価の視点	方針・具体的取組・到達目標
1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。	○学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化 ○校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画	社会福祉学部 ○平成29年度新入生から履修届がパソコンを用いオンライン化される。このことへの適切な対応と更なる改善を検討する。
2) 十分な校地・校舎および施設・設備の整備・確保	○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成 ○校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保	社会福祉学部 ○障害をもつ学生支援ガイドブック改訂版を平成29年度に発行することから、このガイドブックと連動する形で校舎・設備のバリアフリー化の必要な個所を検証し、できるところから改善に着手する。
3) 図書館、学術情報サービスの機能	○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性 ○図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境 ○国内外の教育研究機関との学術情報相互	文学部 ○学生パソコン室とデータベース接続環境の増強を図る。 社会福祉学部 ○学生と教員から希望を募り、社会福祉の専門図書のみならず、人間科学コースの増設にふさわしい人文社会科学全般にわたる必要な図書を整備していく。 ○FD委員会発行「学士力向上のためのガイドブック」を各学年のゼミナールで活

	提供システムの整備	用し、学生が主体的に図書館を利用して文献調査をする機会が増えるよう働きかけを強化する。 看護学部 ○看護棟に、学生の日常の疑問・定期試験・臨地実習・国試対策・卒業研究に関連した図書・雑誌を備えたミニ図書館を開設する。
4) 教育研究等を支援する環境や条件の整備	○教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備 ○ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備 ○教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保	社会福祉学部 ○IT設備を整備し、スライド講義等がスムーズに行えるよう、使用できる教室をできるだけ増やして行きたい。
5) 研究倫理を遵守するための必要な措置	○研究倫理に関する学内規程の整備状況 ○研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性	

8 社会連携・社会貢献

点検・評価項目	評価の視点	方針・具体的取組・到達目標
1) 社会との連携・協力に関する方針の設定	○産・学・官等との連携の方針の明示 ○地域社会・国際社会への協力量針の明示	社会福祉学部 ○地域で行われる、夏祭り、商店街活性化イベント、鉄道沿線活性化イベントへの自主的な参加に努めている。今後は、福祉施設や住民福祉団体からのボランティア募集の依頼に対して、情報提供やフォローアップ体制の整備が必要であることから、社会福祉教育研究所の機能強化を図る。 ○専任教員は、地元自治体の審議会等での委員、各種研修会、講演会の講師として出向むくことで、専門性を地域に還元することを行ってきたが、持ちコマ数や公務が多く地域からの依頼に十分に対応できていない。学内業務を整理し地域からの要望に対応できる体制を整える。
2) 教育研究の成果の社会への適切な還元	○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動 ○学外組織との連携協力による教育研究の推進 ○地域交流・国際交流事業への積極的参加	社会福祉学部 ○情報の公表は行えているが、社会へのサービス活動や学外組織との連携協力による教育研究の推進は不十分であるため、学外の組織と連携協働を図り教育・研究成果を地域に還元できる体制を整える。

9 管理運営財務

管理運営

点検・評価項目	評価の視点	方針・具体的取組・到達目標
1) 大学の理念・目的の実現に向けた、管理運営方針の明確な設定	<ul style="list-style-type: none"> ○中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知 ○意思決定プロセスの明確化 ○教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ○教授会の権限と責任の明確化 	<p>社会福祉学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学長兼務となっていた学部長が29年度から専任となるので、学部段階の業務については、学部長判断でスピーディーに対処し、効率的な学部運営に努める。 ○社会福祉学部中・長期運営計画に基づいた運営・業務遂行状況を学部長・学科長、学務主任・学生主任などにより毎月定期確認しながら、同計画に沿った運営を図る。 <p>大学全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中長期目標計画の策定 <p>平成17年度の「弘前学院経営の理念と方針」で示された「教育研究の質の向上」、「学生に明確な付加価値を付ける」、「時代の変化に対応した大学改革を推進する」、「就職対策の研究と強化」の4つの観点に、喫緊の課題として示された「学生生徒の定員確保」を加えた5つの観点から実践すべき事項を整理し、平成29年度をスタート年度として10年後の140周年を見据えて、3年ごとに検討・修正を加え、第1期、第2期、第3期と3回にわたって示す予定である。</p>
2) 明文化された規程に基づく管理運営の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用 ○学長、学部長・研究科長および理事(学務担当)等の権限と責任の明確化 ○学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性 	
3) 大学業務を支援する事務組織の設置と機能	<ul style="list-style-type: none"> ○事務組織の構成と人員配置の適切性 ○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策 ○職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用 	
4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策	<ul style="list-style-type: none"> ○人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善 ○スタッフ・ディベロップメント(SD)の実施状況と有効性 	

財務

点検・評価項目	評価の視点	方針・具体的取組・到達目標
1) 教育研究を安定して遂行するために必要	<ul style="list-style-type: none"> ○中・長期的な財政計画の立案 ○科学研究費補助金、受託研究費等の○ 	

かつ十分な財政的基盤の確立	外部資金の受け入れ状況 ○事業活動収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性	
2) 予算編成および予算執行の適切性	○予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査 ○予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立	

10 内部質保証

点検・評価項目	評価の視点	方針・具体的取組・到達目標
1) 大学の諸活動についての点検・評価と、結果公表等による社会への説明責任	○自己点検・評価の実施と結果の公表 ○情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応	大学全体 ○ホームページに自己点検・自己評価表を公開する。また、平成29年度の課題改善計画一覧を作成したため、これも合わせて公表する。
2) 内部質保証に関するシステムの整備	○内部質保証の方針と手続きの明確化 ○内部質保証を掌る組織の整備 ○自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 ○構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底	大学全体 ○PDCAサイクルに基づく内部質保証システムがうまく機能するよう、点検評価表や課題改善計画一覧表の活用の仕方等を含めた具体的な手順や手続きについて検討する。 ○平成29年度以降の新たな点検項目や報告書様式に対応した点検評価表や課題改善計画一覧表を作成する。
3) 内部質保証システムの機能の状況	○組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 ○教育研究活動のデータ・ベース化の推進 ○学外者の意見の反映 ○文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応	社会福祉学部 ○個人レベルの自己点検の評価の実施について検討する。 ○本学で平成29年度に開催する各種学会の際に参集する各大学教員から情報を聞き、参考にできるものを取入れたい。